

加古川市防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準

1 趣旨

この基準は、加古川市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び加古川市議会個人情報保護条例（令和5年3月31日条例第1号。以下「議会条例」という。）の規定に基づき個人情報の適正な取扱いを確保し、市民等の権利を保護するため具体的な基準を定めるものであり、防犯カメラ等の管理を所管する部局が定める管理運用規程等は、この基準に基づくものとする。

2 用語の定義

- (1) 防犯カメラ等 施設管理及び防災、犯罪の防止等を目的とするカメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ画像表示装置又は録画装置を備えるもの。
- (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるもの。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するもの。
- (4) 市民等 防犯カメラ等により撮影された市民その他の自然人をいう。

3 実施機関等の責務

- (1) 実施機関は、市民等がその容貌及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラ等の設置及び運用に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 実施機関は、個人情報画像を取り扱うときは加古川市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（以下「指針」という。）に定められた措置を講じなければならない。

4 外部委託に係る措置

実施機関は、防犯カメラ等の設置及び管理を委託するときは、当該委託を受けた者が個人情報画像を適正に取り扱うよう、契約書等に指針に定められた事項を明記する等の必要な措置を講じなければならない。

5 管理責任者の設置等

- (1) 実施機関は、防犯カメラ等の適正な管理を行うため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、個人情報画像を取り扱うときは、指針に規定する保護管理者としての必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置又は録画装置の操作を行う者を指定するとともに、指定した者以外の操作を禁止するものとする。

6 防犯カメラ等の設置等

- (1) 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たり、設置目的を達成するために必要最小限の撮影範囲となる場所に設置するよう努めるものとする。
- (2) 実施機関は、防犯カメラ等の撮影対象区域周辺の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨並びに管理責任者の連絡先を掲示するものとする。
- (3) 実施機関は、施錠ができる室内、筐体内又は防犯カメラ等の内部に画像表示装置又は録画装置を設置するものとする。
- (4) 実施機関は、防犯カメラ等の内部に録画装置を内蔵する場合において、特に盗難防止の措置を施さなければならない。

7 個人情報画像の維持管理等

実施機関は個人情報画像の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報画像を保存する場合は当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。
- (2) 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複製してはならない。
- (3) 管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。
- (4) 個人情報画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、設置目的を達成するために必要最小限の期間とし、原則として14日以内とする。ただし、これによりがたい事情があるときは設置目的に応じて管理責任者が保存期間を定めるものとする。
- (5) 実施機関は、保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速やかに消去しなければならない。

8 目的外利用及び外部提供の制限

実施機関は、防犯カメラ等により記録された画像（個人情報画像を除く。）を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次に掲げる場合には、外部提供することができる。

- (1) 法令又は法令の規定による指示があるとき。
- (2) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (3) 捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき。

9 苦情等への対応

実施機関は、個人情報画像の取扱いその他防犯カメラ等の設置及び運用に関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

10 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 2 月 28 日から施行する。